

令和3年4月30日
石川県消費生活支援センター
重吉（内線 6520）
TEL 076-255-2155

「消費者ホットライン普及啓発」「契約・解約トラブルなんでも110番」 「消費者安全フェア」の変更について

国（消費者庁）が主唱している5月の「消費者月間」にあわせて、消費者被害の未然防止を図り、紛争解決と救済の一助となることを目的に、「消費者ホットライン普及啓発」「契約・解約トラブルなんでも110番」「消費者安全フェア」を下記のとおり実施します。

令和3年度消費者月間 全国統一テーマ 「“消費”で築く新しい日常」

1 消費者ホットライン普及啓発

消費者ホットライン(TEL 188)の周知

- ①県内コンビニエンスストア等（約500店舗）に188周知カード及びカードスタンドを配布
- ②金沢ふらっとバス車内に、5月1日(土)から5月19日(水)の期間中188周知ポスターを掲出

2 契約・解約トラブルなんでも110番（相談無料）

- (1) 日時 令和3年5月17日(月) 10時～12時、13時～15時
- (2) 場所 石川県消費生活支援センター
金沢市幸町12-1 石川県幸町庁舎3階(TEL 076-255-2120)
- (3) 主催 金沢弁護士会消費者問題対策委員会
石川県消費生活支援センター
- (4) 内容
ア 対象者 一般消費者
イ 相談内容 契約・解約に関する相談
ウ 受付体制 弁護士3名、消費生活相談員3名
エ 相談方法 電話で受付

3 消費者安全フェア

- (1) 日時 令和3年5月1日(土)～11日(火)
- (2) 場所 石川県行政庁舎19階展望ロビー
- (3) 主催 石川県消費生活支援センター
- (4) 内容 消費者トラブルや製品安全、消費生活に関するパネル展示
※パネル提供機関：県内消費者団体、中部経済産業局